

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第59号

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 (略) (防疫作業等手当の特例)	1 (略) (防疫作業等手当の特例)
2 条例附則第78条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる作業であって、 <u>令和2年2月1日から令和5年5月7日までの間に従事したものとする。</u>	2 条例附則第78条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。
(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u> の患者又はその疑いがある者（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）の移送	(1) <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u> の患者又はその疑いがある者（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）の移送
(2)から(4)まで (略)	(2)から(4)まで (略)
3及び4 (略)	3及び4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)